

## 第3章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の技術基準

### 第1節 総論

#### 第1 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届

##### 1 届出要領等

工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の届出要領、届出書作成要領等については、「工事整備対象設備等着工届出書作成・届出要領（兵庫県下消防長会）」に定めるところによるものとする。

##### 2 軽微な工事等に係る工事整備対象設備等着工届の省略◆

消防用設備等の工事の種別が、増設、移設又は取替えに該当し、別表第1-1に掲げる工事の範囲であり、かつ、次の要件を満たす場合は、工事整備対象設備等着工届を省略することができる。ただし、別表第1-1に掲げる工事の範囲以外の工事と同時に行う場合は、軽微な工事についても着工届の省略はできない。

- (1) 政令第36条の2第1項の規定に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士等は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、系統図、その他必要な図面等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、省令第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察等に提示できるようにしておくこと。

別表第1-1

軽微な工事の範囲（工事整備対象設備等着工届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもの、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 一の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 一の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置	①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。

	→ 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。		
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具(金属製避難はしご(固定式のものに限る。))(救助袋)(緩降機)	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

1 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

2 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

3 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

### 3 軽微な工事等に係る消防用設備等工事計画届の省略◆

消防用設備等の工事の種別が、増設、移設又は取替えに該当し、別表第1－2に掲げる工事の範囲であり、かつ、次の要件を満たす場合は、消防用設備等工事計画届を省略することができる。ただし、別表第1－2に掲げる工事の範囲以外の工事と同時に行う場合は、軽微な工事についても工事計画届の省略はできない。

- (1) 軽微な工事を実施した場合において工事施工者が、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書・仕様書・系統図・その他必要な図面等)、現場写真及び試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (2) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等を経過一覧表に確実に記録するとともに、消防法施行規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

別表第 1 - 2

軽微な工事の範囲（消防用設備等工事計画届）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ	該当なし	該当なし	該当なし
漏電火災警報器	該当なし	該当なし	該当なし
非常ベル 自動式サイレン	ベル、サイレン、起動装置、 表示灯 ・既設と同種類のもの ・各 2 個以下	ベル、サイレン、起動装置、 表示灯 ・各 2 個以下	ベル、サイレン、起動 装置、表示灯 ・既設と同種類のもの ・各 2 個以下
放送設備	スピーカー ・既設と同種類のものでアン プ性能に支障のない場合に 限る ・同一報知区域に限る ・5 個以下	スピーカー ・同一報知区域内でアン プ性能に支障のない場合 に限る ・5 個以下	スピーカー ・既設と同種類のもの でアンプ性能に支障 のない場合に限る ・5 個以下
避難はしご (固定式の金属製避 難はしごを除く)	該当なし	該当なし	標識 本体、取付金具 ・既存と同種類のもの ・設置時と同じ施工方 法に限る
すべり台	該当なし	該当なし	該当なし
避難橋 その他の避難器具	該当なし	該当なし	該当なし
誘導灯	本体 ・避難通路、避難口の変更を 伴わない場合又は査察員が 現場確認している場合に 限る ・3 個以下	本体 ・避難通路、避難口の変更 を伴わない場合又は査 察員が現場確認してい る場合に限る ・3 個以下	本体 ・既設と同じ性能、設 置状況に限る
排煙設備	該当なし	該当なし	該当なし
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	コンセント、保護箱 ・既設と同種類のもの
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	該当なし
連結散水設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品 ・既設と同種類のもの
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁 等圧力調整装置及び起 動装置を除くすべての 構成部品 ・既設と同種類のもの

1 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

2 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

3 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。